

## 別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果  
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号183)

### 【弁護士からの二次被害の防止】

現実に弁護士からの二次被害を受ける例が極めて多い。法テラスを中心とした被害者支援弁護士の早急な要請を要望するとともに、交通事件被害者等の支援にあたる弁護士と交通犯罪被害者団体との意見交換の場を設定するなどの措置による弁護士からの二次被害の防止策を講じてほしい。

### 【検討結果】

引き続き日本司法支援センターにおいて、国（検査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（検査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努めるとともに、弁護士会、犯罪被害者支援団体等と連携・協力して犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上に取り組む。

### 【参考：関連する現行施策】

#### 第4 支援等のための体制整備への取組

##### 1 相談及び情報の提供等

###### (27) 日本司法支援センターによる支援

オ 日本司法支援センターにおいて、国（検査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（検査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

### 【備考】

## 別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 184)

市民が裁判員となり被害者とともに理解する機会が増えることになり、より一層社会啓発の中で被害者の誤解なきよう、理解させるよう講座を政府が支援すべきである。

【検討結果】

(現行施策を引き続き推進する。)

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

【参考：関連する現行施策】

### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

#### 1 国民の理解

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

【備考】

広報啓発の一層の推進として検討

## 別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

### 【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号185)

#### 【教育の推進】

文科省において、学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進に努めるとあるが、被害者の権利については、十分に実施されているとは言えないので、充実させてほしい。公民の分野でも教育してほしい。

#### 【検討結果】

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。

（現行の犯罪被害者等基本計画における記載と同じ。）

#### 【参考：関連する現行施策】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

#### 【備考】

※前提事項などがある場合には、記載してください。

## 別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 186)

【学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応】

文科省において、児童生徒が犯罪被害に遭ったとき、学校の教職員が適格に対応できるよう、教職員の指導力の向上に努めるとあるが極めて不十分であるので、その取組に一層努めてほしい。

【検討結果】

学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努める。

(現行の犯罪被害者等基本計画における記載とほぼ同じ。)

【参考：関連する現行施策】

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等

(17) 学校における相談対応能力の向上等

【備考】

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 187)

#### 【予防的取組】

- 1 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。
- 2 高校での公民の授業や、法教育において被疑者・被告人の人権とともに、犯罪被害者的人権についても明確に伝えてほしい。
- 3 被害に遭った家族の内の「子供たち」に気づき、支援を行ってほしい。
- 4 地域の安全・安心の取組が防犯に偏っており、「犯罪に遭わないための取組」ばかりが先行し、「犯罪に遭ってしまった人たちへの支援」が安全・安心まちづくりの課題として十分取り入れられていない。両者は別物ではなく（犯罪被害者は他人事ではなく）、地域で身近な問題として考えていく取組にしてほしい。

#### 【検討結果】

文部科学省において、道徳教育の充実を図った新しい学習指導要領（平成20年3月公示）に基づき、自他の生命を尊重する心などを重視した教育をより一層推進する。

#### 【参考：関連する現行施策】

##### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

###### 1. 国民の理解の増進

###### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

#### 【備考】

※要望ごとに作成してください。

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

#### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 187)

##### 【予防的取組】

- 1 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。
- 2 高校での公民の授業や、法教育において被疑者・被告人の人権とともに、犯罪被害者の人権についても明確に伝えてほしい。
- 3 被害に遭った家族内の「子供たち」に気づき、支援を行ってほしい。
- 4 地域の安全・安心の取組が防犯に偏っており、「犯罪に遭わないための取組」ばかりが先行し、「犯罪に遭ってしまった人たちへの支援」が安全・安心まちづくりの課題として十分取り入れられていない。両者は別物ではなく（犯罪被害者は他人事ではなく）、地域で身近な問題として考えていく取組にしてほしい。

##### 【検討結果】

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。

（現行の犯罪被害者等基本計画における記載と同じ。）

##### 【参考：関連する現行施策】

##### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

###### 1. 国民の理解の増進

- (3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

##### 【備考】

※要望ごとに作成してください。